

平成十七年政令第五十五号

市町村の合併の特例に関する法律施行令

内閣は、市町村の合併の特例等に関する法律

(平成十六年法律第五十九号)の規定に基づき

及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 合併協議会設置の請求 (第一条―第三

十六条) 地方自治法の特例等 (第三十七条―第三

三十九条) 第二章 合併特例区 (第四十条―第五十条)

第三章 補則 (第五十一条―第五十四条)

第四章 附則

第一章 合併協議会設置の請求

(代表者証明書の交付等)

第二条 市町村の合併の特例に関する法律 (以下「法」という) 第四条第一項の規定により合併

協議会を置くよう請求しようとする代表者 (以下「請求代表者」という) は、合併対象市町

村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記

載した書面 (以下「合併協議会設置請求書」と

いう) を添えて、その者の属する市町村の長

に対し、請求代表者であることを証明する書面

(以下「代表者証明書」という) の交付を文書

で申請しなければならない。

前項の規定による申請があつたときは、当該

市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員

会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録され

た者であるかどうかの確認を求め、その確認が

あつたときは、その者に代表者証明書を交付

し、かつ、その旨を告示しなければならない。

代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二

人以上ある場合において、その一部の請求代表

者が法第五条第三十項において準用する地方自

治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四

条第六項各号のいずれかに該当するに至つたと

きは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を

添えて、当該市町村の長に届け出、当該代表

者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受け

なければならぬ。

市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の

交付を受けた請求代表者が法第五条第三十項に

おいて準用する地方自治法第七十四条第六項各

号のいずれかに該当することを知つたときは、

直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなけれ

ばならない。

当該市町村の長は、第三項の届出又は前項の

通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第

五 五条の規定により合併協議会設置請求書を提出しなければならない。

当該市町村の長は、第三項の届出又は前項の

通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第

五 五条の規定により合併協議会設置請求書を提出しなければならない。

五条第三十項において準用する地方自治法第七

十四条第六項各号のいずれかに該当することを

知つたときは、直ちにその旨を告示しなければ

ならない。

(署名の収集の方法等)

四条第一項において選挙権を有する者 (次項

及び第四条第一項において選挙権を有する者

者) という) に対し、署名 (目が見えない者

が公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十

九号) 別表第一に定める点字で自己の氏名を記

載することを含む。以下同じ) を求めなければならない。

請求代表者は、選挙権を有する者に委任し

て、前項の署名簿に署名 (指定都市における請

選挙権を有する者の総数の一以上の数

になつたときは、第二条第三項に規定する期間

が満了する日 (指定都市における請求につき當

該請求に係る区域の一部について同項ただし書

の規定が適用される場合には、当該請求に係る

選挙権を有する者について同項に規定する期間が満了

する日) の翌日から五日を経過する日までに、

委任を受けた者は、合併協議会設置請求書又は

その写し及び代表者証明書又はその写し並びに

署名を求めるための請求代表者の委任状 (以下

「署名収集委任状」という) を付した署名簿を

用いなければならない。

前二項の規定による署名は、前条第二項の規

定による告示があつた日から一月以内でなけれ

ば、これを求めることができない。ただし、法

七十四条第七項において署名を求めることが

できないこととなつた区域においては、その

期間は、同項の規定により署名を求めることが

できないこととなつた期間を除き、前条第二項

の規定による告示があつた日から三十一日以内

とする。

法第五条第三十項において準用する地方自治

法第七十四条第七項に規定する政令で定める期

間は、地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第

十六号) 第九十二条第四項に規定する期間とす

る。

(署名簿の仮提出)

請求代表者は、指定都市における請求に

つき当該請求に係る区域の一部について前条第

三項ただし書の規定の適用がある場合には、署

前条第一項の規定により署名簿を市町村の選挙

管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者

を通じて、署名簿の署名を取り消すことができ

る。

(署名をした者の総数等の告示)

第四条 請求代表者は、署名簿に署名をした者の

数が法第五条第三十項において準用する地方自

治法第七十四条第五項の規定により告示された

選挙権を有する者の総分の一以上の数

によって、前項の規定により仮提出された署名簿につい

ては、請求代表者が次条第一項の規定による提

出をすべき日までに同項の規定による提

出をする旨を申し出たときは、その申出があつ

たことをもつて同項の規定による提出があつた

ものとみなす。

(署名簿の提出及び審査等)

請求代表者は、署名簿に署名をした者の

数が法第五条第三十項において準用する

地方自治法第七十四条の二第五項の規定による

選挙権を有する者の総分の一以上の数

によつて、前項の規定による署名簿に記載された

選挙権を有する者の総分の一以上の数

によって、前項の規定による署名簿に記載された

選挙権を有する者の総分の一以上の数

によつて、前項の規定による署名簿に記載された

名簿が作成される区域ごとに同項に規定する期

間が満了する日の翌日から五日を経過する日ま

で、当該区域に係る署名簿を区の選挙管理委

員会に仮提出しなければならない。ただし、当

該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定に

よる提出をするときは、この限りでない。

前項の規定により仮提出された署名簿につい

ては、請求代表者が次条第一項の規定による提

出をすべき日までに同項の規定による提

出をする旨を申し出たときは、その申出があつ

たことをもつて同項の規定による提出があつた

ものとみなす。

(署名の証明の修正に関する記載)

市町村の選挙管理委員会は、請求者の署

名について法第五条第三十項において準用する

地方自治法第七十四条の二第五項の規定による

証明の修正をする場合には、その修正が

異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏

名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記する

とともに、署名審査録にその修正の次第を記載

しなければならない。

(署名簿の返付をする場合の署名簿への記載)

市町村の選挙管理委員会は、請求者の署

名について法第五条第三十項において準用する

地方自治法第七十四条の二第六項の規定により

署名簿を請求代表者に返付する場合において

は、当該署名簿の末尾に署名をした者の総数

並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しな

ければならない。

(署名の取消し)

請求代表者は、指定期間における請求に

つき当該請求に係る区域の一部について前条第

三項ただし書の規定の適用がある場合には、署

前条第一項の規定により署名簿を市町村の選挙

管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者

を通じて、署名簿の署名を取り消すことができ

る。

(署名をした者の総数等の告示)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定

による返付を受けた署名簿の署名の効力の

確定に関し、不服がないとき、又はその提起し

た訴訟の判決が確定したときは、その返付を受

けた日又はその効力が確定した日から五日以内

に限り、法第四条第一項の規定による請求をす

ることができる。この場合においては、合併協

議会設置請求書に第四条第一項の五十分の一以

上の数の有効署名があることを証明する書面

(以下「署名収集証明書」という) 及び署名簿

を添えて、請求をしなければならない。

このものである。当該仮提出又は提出を却下しなければならない。

(署名の取消し)

決定に関する判決書又は法第五条第三十項にお

いて準用する地方自治法第七十四条の二第十項

の規定による通知に係る書面があるときは、こ

れを添えなければならない。



第五条 第二項	第三百三十九条第一項第二号及び第二項、第三百三十九条の二第一項、第二百四十四条、第二百四十五条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第一項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項から第六項まで、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八條、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十七条から第二百七十七条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。
選挙に関する事務	（公職選挙法を準用する場合の読替え） <b>第二十条</b> 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議（以下「合併協議会設置協議」という。）についての投票（以下の「合併協議会設置協議についての投票」といふ。）に関する事務

第一	第六	第一条	第五	第二項	第四	第十八条	第四	第十九条	第四	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	○の記号
有する者		被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称	公職の候補者（公職の登載者を含む。）一人の氏名、一衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は敬称	当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名稱及び略称）	当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名稱若しくは略称	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否を自書しないもの	○の記号
設置協議につき	有する者（当該合併協議会）	有する者	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否を自書しないもの	○の記号	賛否のほか、他事を記載し



第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項
場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船	選挙運動	選挙運動	選挙運動	選挙運動	選挙に關し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）	選挙に關し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）	合併協議会設置協議についての賛否	合併協議会設置協議についての賛否	投票運動	投票運動	
場合	投票運動	投票運動	投票運動	投票運動	についての賛否	についての賛否	投票運動	投票運動	投票運動	投票運動	投票運動

二項	四百	第百	四百	第八百	第一五百	第三百	四百	第二百	四百	第五百	第六百	第七百	第一条
船舶の上においてする場合	選挙運動		選挙運動	選挙に		選挙運動		選挙運動	選挙に	選挙の公正	選挙運動	各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内に衆議院名簿届出政黨等の名称及び略称並びに投票の記載をする場所に衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な	投票運動

第百五十二条			
第百五十三条			
氏名及び党派別	各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は選挙の期日の前日	公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）	各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は選挙の期日の前日
衆議院（比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別	合併協議会設置協議の内容	合併協議会設置協議についての投票の期日の日	合併協議会設置協議の内容





に登録された者」とあるのは「当該市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と、「開票区ごとに三人」とあるのは「三人」と、「開票管理者」とあるのは「選挙長」と読み替えるものとする。

**第二十二条** 公職選挙法施行令第九条の二、第十一  
条の二第一項及び第三項、第五項及び、第二

第十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十一条、第三十七条、第三十九条から第四十四条までの、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第四章の二（第四十八条の三（同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及び第一百四条の項に係る部分に限る。）並びに第四十九条第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第四十九条の三、第四章の四（第四十九条の十一第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）、第五十条（第五項及び第七項を除く。）、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四项及び第五项、同条第六项及び第七项（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八项から第十五项まで、第六十条、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三项（公職選舉法第四十九条第七项から第九项までの規定による投票に関する部分を除く。）及び第四项、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二项、第六十七条第



第一項	第二項	第三項	第四項	第五項
(再投票)	選舉人名簿、在外選舉人 名簿、投票錄、開票錄、選 舉率錄、當選証書	投票錄、開 票錄、選 舉錄		
第一条	第二十三条	法第四条第十四項の規定による投票 が法第五条第三十二項において準用する公職選 挙法第二百二条、第二百三条、第二百六条又は 第二百七条の規定による異議の申出、審査の申 立て又は訴訟の結果その全部又は一部が無効と なった場合においては、市町村の選舉管理委員 会は、当該異議の申出若しくは審査の申立てに 対する決定若しくは裁決が確定した日又は当該 訴訟につき同法第二百二十条第一項後段の規定 による通知を受けた日から三十日以内に再投票 に付さなければならぬ。	3 2 1	前項の再投票の期日は、少なくともその十日 前に告示しなければならない。
第二十四条	合併請求市町村を包括する都道府県 の知事は、法第四条第十項又は第十三項の規定 による報告を受けたときは、直ちに、その旨を 選舉管理委員会に通知しなければならない。 (合併協議会設置同 請求書の作成)	第一項 の通知)	第一項 の再投票	第一項 の再投票
第二十五条	法第五条第一項の規定により合併協 議会を置くよう請求しようとする代表者(以下 の通じ)	合併請求市町村を包括する都道府県 の知事は、法第四条第十項又は第十三項の規定 による報告を受けたときは、直ちに、その旨を 選舉管理委員会に通知しなければならない。	合併請求市町村を包括する都道府県 の知事は、法第四条第十項又は第十三項の規定 による報告を受けたときは、直ちに、その旨を 選舉管理委員会に通知しなければならない。	合併請求市町村を包括する都道府県 の知事は、法第四条第十項又は第十三項の規定 による報告を受けたときは、直ちに、その旨を 選舉管理委員会に通知しなければならない。

「同一請求代表者」という。)は、同一請求関係市町村の名称及び請求の内容並びにこれらが他の同一請求関係市町村の同一請求代表者が行う合併協議会の設置の請求に係る同一請求関係市町村の名称及び請求の内容と同一である旨その他必要な事項を記載した書面(以下「合併協議会設置同一請求書」という。)を作成しなければならない。

(請求が同一の内容であることの確認)

4 項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

同一請求関係市町村の長は、前項の規定によると通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。

る通知を行う場合においては、当該通知に係る同一請求に基づく合併協議会設置協議（同条第6項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議をいう。以下同じ。）の内容を選挙管理委員会に通知しなければならない。

「同一請求代表者」という。)は、同一請求関係市町村の名称及び請求の内容並びにこれらが他の同一請求関係市町村の同一請求代表者が行う合併協議会の設置の請求に係る同一請求関係市町村の名称及び請求の内容と同一である旨その他必要な事項を記載した書面(以下「合併協議会設置同一請求書」という。)を作成しなければならない。

(請求が同一の内容であることの確認)

**第二十六条** 法第五条第一項の規定による確認の申請は、すべての同一請求関係市町村に係る合併協議会設置同一請求書を添えて、すべての同一請求代表者が連署した一の文書をもつてしなければならない。

前項の申請を受けた同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、当該申請に係るすべての合併協議会設置同一請求書に記載された同一請求関係市町村の名称及び請求の内容が同一であることを確認したときは、すべての合併協議会設置同一請求書に、すべての合併協議会設置同一請求書が同一の内容であることを確認した旨を記載し、かつ、記名押印して、それぞれの同一請求代表者に対し、これを返付しなければならない。

前項の規定により同一請求代表者に対し合併協議会設置同一請求書を返付した同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、直ちに、合併協議会設置同一請求書を返付した旨及びその年月日を当該同一請求代表者の属する同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。

(同一請求代表者証明書の交付等)

**第二十七条** 同一請求代表者は、前条第二項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から七日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。

前項の規定による申請があつたときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前

4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定によ  
る通知を受けたときは、同一請求代表者に對  
し、同一請求代表者証明書を交付するととも  
に、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係  
市町村を包括する都道府県の知事に対し、これ  
らを報告しなければならない。

5 一の同一請求関係市町村において同一請求代  
表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が二  
人以上ある場合において、その一部の同一請求  
代表者が法第五条第三十項において準用する地  
方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該  
当するに至ったときは、他の同一請求代表者は  
は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該  
同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係  
市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証  
明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けて  
なければならない。

る通知を行う場合においては、当該通知に係る同一請求に基づく合併協議会設置協議（同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議をいう。以下同じ。）の内容を選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容（法第五条第十九項の規定による通知を受けた場合にあっては、同一請求に基づく合併協議会設置協議の内容及び前条において準用する第三十三条第一項の投票実施請求書に記載された請求の内容）を告示し、かつ、投票所の入口その他衆の見やすい場所を選び、これを掲示しなければならない。

（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての投票の期日）

**第三十一条** **すべての合併協議会設置協議否決市町村の法第五条第二十一項の規定による投票は、同条第十三項又は第十九項の規定による合併協議会設置協議否決市町村の長の公表があつた日のうち最も遅い日（以下この条において「投票基準日」という。）から四十日以内の同一の期日に行わなければならない。**

2 合併協議会設置協議否決市町村の数が一である場合を除き、すべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に、協議により前項の投票の期日を定め、直ちに、これを合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 前項の場合において、合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の選挙管理委員会は、投票基準日から七日以内に同項の規定によることの報告がなかつたときは、速やかに、第一項の投票の期日を定め、これをすべての合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 第一項の投票の期日は、少なくともその十日前に告示しなければならない。  
（準用）

**第三十二条** 第十八条から第二十三条までの規定は、法第五条第二十一項の規定による投票について準用する。この場合において、第二十条中「第四条第十四項の規定による同条第二項に規定する合併協議会設置協議」とあるのは、「第五条第二十一項の規定による同条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議」と、

〔第四条第十五項前段〕とあるのは、「第五条第二十二項前段」と、第二十二条中「第四条第十四項の規定による同一条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議」とあるのは、「第五条第二十二項の規定による同一条第六項に規定する同一請求に基づく合併協議会設置協議」と読み替えるものとする。

(同一請求に基づく合併協議会設置協議に関する請求があつた旨の通知)

**第三十三条** 合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事は、すべての合併協議会設置協議否決市町村の長から法第五条第十一項後段の規定による報告を受けたとき、又は同項後段の規定による報告をしなかつたすべての合併協議会設置協議否決市町村の長から同条第十七項の規定による報告を受けたときは、直ちに、その旨を当該都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における法の読替え)

**第三十四条** すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における法第五条の規定の適用については、同条第二項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「同一請求関係市町村が属するいづれかの都道府県の知事」と、同条第三項中「当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「前項の確認をした都道府県の知事」とあるのは「同一請求関係市町村が属するいづれかの都道府県の知事」という。」と、同条第四項、第八項及び第九項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事」と、同条第十一項、第十二項、第十七項、第十八項、第二十三項及び第二十四項中「合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事」とする。

(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合におけるこの政令の読替ええ)

当該申請を受けた都道府県知事は、当該確認について、あらかじめ、同一請求関係市町村が属する他の都道府県のすべての知事に協議し、その同意を得なければならない」と、同条第三項中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事(第三十三条)の規定により読み替えて適用する法第五条第四項の規定により読み替えて適用する法第五条第三項に規定する代表都道府県知事をいう。以下同じ。」と、第二十七条第二項から第四項までの規定中「同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事(第三十三条)の規定により読み替えて適用する法第五条第三項に規定する代表都道府県知事をいう。」と、第二十七条第二項及び第三項中「合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県知事」と、第三十一条第二項及び第三項中「合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事」とあるのは「代表都道府県」とあるのは「代表都道府県」とあるのは「合併協議会設置協議否決市町村が属する都道府県」とする。

(すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における通知等の経由) 第三十六条 第三十四条の規定により読み替えて適用する法第五条第三項、第八項、第十一項、第十七項及び第二十三項の規定並びに前条の規定により読み替えて適用する第二十七条第二項及び第四項の規定による同一請求関係市町村の長又は合併協議会設置協議否決市町村の長から代表都道府県知事に対する報告並びに第三十四条の規定により読み替えて適用する法第五条第三項、第九項、第十二項、第十八項及び第二十四項の規定並びに前条の規定により読み替えて適用する第二十六条第三項及び第二十七条第二項の規定による代表都道府県知事から同一請求関係市町村の長への通知は、当該都道府県の区域内に属さない同一請求関係市町村又は合併協議会設置協議否決市町村については、それぞれ当該同一請求関係市町村又は当該合併協議会設置協議否決市町村が属する他の都道府県の知事を経由して行わなければならない。

前条の規定により読み替えて適用する第三十三条第二項の規定による合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会から代表都道府県知事の統括する都道府県の選挙管理委員会から合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会へ

第二章 地方自治法の特例管

**第二章 地方自治法の特例等**  
（合併市町村において事業所税の特例が適用されない場合の人口）  
**第三十七条** 法第十六条第二項ただし書に規定する

る政令で定めるところにより算定した人口は三十万を第一号に規定する人口で除して得た数値に第二号に規定する人口を乗じて得た人口とする。

われた日（以下この号において「合併期日」という）。前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近の一月一日現在における住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき当該合併関係市町村の住民基本台帳長に記載されて、る者の数を、

住民基本台帳に記載するところによれば、合併市町村のうち、その区域の一部が合併市町村の区域の一部となつたものにあつては、合併期日前の直近においては、官報で公示された国勢調査の結果による当該合併関係市町村の人口又は合併期日前の直近における一日現在において同法に基づき当該公表開示を行つた住民基本台帳に記載しない。

伊丹市・丹波市・丹波町の住民基本台帳に記載される者の数を合併期日の現在により都道府県知事の調査した人口に比例して算出した当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となった区域の合併期日前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による人口

は合併期日前の直近の一月一日現在において、同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数をいう。次号において同じ。)のうち最も多いもの

**第三十八條** 法第十九条に規定する政令で定める  
（災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の  
指定）

第三十八

法律は、次に掲げる法律とする。

百

二 公營住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）

援

（従前の選挙区による場合又は一選挙区を設け  
律第四十号）

第三十

道府県の議会の議員の選挙区が從前の選挙区によることとされた後、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われ、その結果が官報で公示された場合には、都道府県知事は、当該官報で公示された合併市町村の人口を都道府県知事が当該国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われた時ににおいて調査し、当該市町村のそれぞれの選挙区に属する区或

2 告示の法

の区域が從前属していた選挙区の区域を合わせて都道府県の議会の議員の選挙区が設けられ、後、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査が行われ、その結果が官報で公示された場合においては、都道府県知事は、当該市町村の区域が從前属していたそれぞれの選挙区の区域ごとに人口を前項の規定に準じて算定し、その区域ごとに合併しなればよし。

第三章 合併特例

(認可を要しない合併特例区の規約の変更)  
**第四十条** 法第三十二条第四項ただし書に規定す

10

四号及び第十号に掲げる事項のうち、軽微なものとして総務大臣が定めるものとする。

(合集)

**第四十一条** 地方自治法施行令第二百二十二条の規定は、法第三十三条第六項において読み替えて

卷之三

準用する。地方自治法第四十二条は規定する。合併特例区が出資している法人で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同令

第二百三十一条		第二百三十二条		第二百三十三条		第二百三十四条		第二百三十五条		第二百三十六条		第二百三十七条	
一項		二項		三項		四項		五項		六項		七項	
市町村の議会の議決を経なければならない	市町村の議会の議決を経なければならぬ	市町村の議会の議決を経なければならない	市町村の議会の議決を経なければならぬ	市町村の議会の議決を経なければならない	市町村の議会の議決を経なければならぬ	市町村の議会の議決を経なければならない	市町村の議会の議決を経なければならぬ	市町村の議会の議決を経なければならない	市町村の議会の議決を経なければならぬ	市町村の議会の議決を経なければならない	市町村の議会の議決を経なければならぬ	市町村の議会の議決を経なければならない	市町村の議会の議決を経なければならぬ
合併特例区の合併特例区協議会の同意を得なければならぬ。この場合において、合併特例区は、合併を経てする当該合	合併特例区の区域内に住所を有する者	合併特例区の合併特例区協議会の同意を得なければならぬ。	出納取扱金融機関	長	同意	合併特例区協議会の同意を得なければならぬ。	（市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区協議会をいう。以下同じ。）の同意	合併特例区協議会	市町村の合併の特例に関する法律第四十一条ただし書	監査委員	前条	決議会の議	議會の議
合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の監査委員	合併市町村の監査委員	監査委員	監査委員	第二百三十一条	第二百三十二条	第二百三十三条	第二百三十四条	第二百三十五条	第二百三十六条	第二百三十七条	者	会計管理	書
合併特例区の長	合併特例区の長	者	会計管理	第二百三十九条	第二百四十条	第二百四十一条	第二百四十二条	第二百四十三条	第二百四十四条	第二百四十五条	第二百三十九条	第二百四十条	第二百三十三条

第二百三十 二項		八条の六第 二項		第二百三十 二項		市町村長		併市町村の長の承認 を受けなければなら ない	
第二百四十 二項第四項		第二百四十 二項第三項		第二百四十 二項第一項		第二百四十 二項第六項		第二百四十 二項第五項	
関 長その 他の執 行機	監査委員	議会及び 監査委員	監査委員	住民 若しくは 委員会若 しくは委 員又は 員	又は る者	監査委員 議会	監査委員 五項	監査委員 十二条第 三項	監査委員 合併市町村の監査委 員
長	員	合併市町村の監査委	長	員	合併市町村の監査委	員	区域内に住所を有す る者	市町村の合併の特例 に関する法律第四十 五條第四項	合併市町村の監査委 員



(合併特例区の解散)  
**第四十七条** 法第五十二条第一項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

る合併市町村に係る市町村の合併に伴  
該合併特例区の区域を包含する新たなな  
例区（次項及び次条第二項において「  
特例区」という。）が設けられた場合  
二 市町村の境界変更 合併特例区を設

村に編入された場合

によるものとする。

(第一項第一号に係る部分を除く。)、第一百五十

2 法第五十二条第一項の規定により合併特例区が解散する場合（前項第一号に規定する場合に限る。）において、新合併特例区を設ける合併市町村は、当該解散する合併特例区に属する一

(合併特例区の長の職務を行う者)

町村に当該新合併特例区の成立の時ににおいて、当該新合併特例区が承継するものとすることが可能である。この場合、当該新合併特例区が承継するものとすることにより、当該新合併特例区が有する権利のうち、当該合併市町村に係る合併関係市町村の協議により定めるものは、当該新合併特例区の成立の時ににおいて、当該新合併特例区が承継するものとすることが可能である。

五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理した者又は行った者を含む)のうちから合併関係市町村の協議により定めた者が、当該合併特例区の長が選任されるまでの間、その職務を行う。この場合において、当該職務を行う者に対して支給する給

3 前項ただし書の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。  
4 第二項ただし書の協議については、解散する

2 与その他の給付は、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

5 合併特例区を設けている合併関係市町村にあっては、あらかじめ、当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により合併特例区の長の職務を  
会の議決を経るものとし、その協議が成立した  
ときは、合併関係市町村は、直ちに、その内容  
を告示しなければならない。

が解散する場合（第一項第二号に規定する場合に限る。）において、当該解散する合併特例区に属する雇用義務の承認については、当該解散

行う者は、必要な収支につき暫定予算を作成し、当該合併特例区の長が選任されるまでの間、去第四十一条第五項に規定する合併特例区

に属する林和義君の友紹は、いわゆる三詠角館の合併特例区を設けている合併市町村と当該解散する合併特例区の区域の全部を編入する市町村につき易義二つござる。

間、沿第4—2条第5項に規定する合併特例区協議会の同意及び同条第六項に規定する合併市町村の長の承認を得ないで、これを執行するこ<sup>と</sup>とが認められない。

6 田村との協議によつて定める。  
前項の協議については、関係市町村の議会の  
議決を経なければならない。

4 第一項の規定により合併特例区の長の職務を行う者は、法第四十八条第二項、法第四十一条

7 第五項の協議については、解散する合併特例区を設けている合併市町村にあつては、あらかじめ、当該合併特例区が有する権利の承継につ

において読み替えて適用する地方自治法第四条の二第一項、第二項第三号及び第四項、法第四十七条において読み替えて準用する地方自治法

いて当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならぬ。  
(解散した合併特例区の決算)  
**第四十八条** 法第五十五条の規定により合併特例区が解散した場合には、当該解散した合併特例区の收支は、当該解散の日をもって打ち切り、

において読み替えて適用する地方自治法第四条の二第一項、第二項第三号及び第四項、法第四十七条において読み替えて準用する地方自治法第二百九条第二項、第二百二十八条第一項前段並びに第二百四十四条第一項、第二項及び第八項並びに法第四十八条第三項において読み替えて準用する地方自治法第二百四十四条の二第三項、第四項及び第九項の合併特例区規則が施行されるまでの間、從米當該合併特例区の区域に

第二項 第十五條	地方自治法第二百三十三条第五項	次の会議において これを議会	速やかに合併特 例区協議会（市 町村の合併の特 例に関する法律 （平成十六年法律 第五十九号）第 三十六条第一項 に規定する合併 特例区協議会を いう。以下同じ。）	係る合併関係市町村に施行された同法第四条の 二第一項、第二項第三号及び第四項、第二百九 条第二項、第二百二十八条第一項前段、第二百 四十二条第一項、第二項及び第八項並びに第二 百四十四条の二第一項（公の施設の管理に関する 部分に限る。）、第三項、第四項及び第九項の 条例を当該合併特例区の合併特例区規則として 当該区域に引き続き施行することができる。 (地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) <b>第五十条</b> 地方自治法施行令第四百四十二条第一項 及び第二項、第一百四十三条、第一百四十五条から 第一百四十八条まで、第一百五十条、第一百五十二条 (第一項第一号に係る部分を除く。)、第一百五十一 条から第一百六十条まで、第一百六十一条から第 一百六十五条の七まで、第一百六十六条の二から第 一百六十七条の十七まで、第一百六十八条の六、第 一百六十八条の七第一項及び第三項、第一百六十九 条から第一百六十九条の七まで、第一百七十条の 二、第一百七十条の四、第一百七十条の五第一項及 び第二項前段、第一百七十一条から第一百七十二条 の六まで、第一百七十二条の七第一項及び第二項 並びに第一百七十二条から第一百七十三条の六まで の規定は、合併特例区の財務について準用す る。この場合において、これらの規定（同令第 一百六十九条の二第一号、第一百七十三条の四及び 第一百七十三条の六の規定を除く。）中「普通地 方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読 み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第二項 第一百四十五条		第一項 第一百四十五条		
第四項 律第四十五条第	市町村の合併の 特例に関する法			



第百七 十三条 の四第 一項第 一號					
損害を賠償する責 任（以下この条に おいて「普通地方 公共団体の長等の 方」といふ。）以外の 普通地方公共団体の 長（法第二百四十三 条の二の七第一項の 規定によるものと しては、各号に定 められる数を乗じて 得た）	当該各号に定める 地 方 警 務 官 （警 察 の長等）	同 項 の長等（ 普通地 方 公共 團體 の長等）	同 項 の長等（ 普通地 方 公共 團體 の長等）	市町村の合併の 特例に関する法 律第四十七條に おいて準用する 地方自治法第二 百四十三條の二 の七第一項 等）	単身赴任手当、 在宅勤務等手当 又は寒冷地手当 が支給されてい る場合には、こ れらの手当を除 く。）の一會計年 度当たりの額に 相当する額とし て総務省令で定 める方法により 算定される額 （次項において 「合併特例区の 長等の基準給与年 額」という。） に、次の
普通地方公共団体 の長等（ 普通地 方 公共 團體 の長等）	合併特例区の長 （合併特例区の 長）	合併特例区の長 （合併特例区の 長）	合併特例区の長 （合併特例区の 長）	合併特例区の長 （合併特例区の 長）	（次項において 「合併特例区の 長等の基準給与年 額」という。） に、次の



附 則（平成二二年三月三一日政令第七

- 1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号。次項において「旧法」という。)第六十一条第二項から第二十人項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律施行令(次項において「旧令」という。)第五十二条から第五十五条まで、第五十八条及び第五十九条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条の規定の適用については、旧令第五十六条の規定は、なぞの効力を有する。

附 則 (平成二十三年七月二九日政令第二三五号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行する。  
(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二十八条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(以下この条において「新令」という。)第一条第三項並びに同条第四項及び第五項(これらの規定を新令第二十八条において準用する場合を含む)、第十九条及び第二十条(これらの規定を新令第三十二条において準用する場合を含む)並びに第三条第三項及び第四項(これらの規定を新令第二十九条において準用する場合を含む)、第十九条及び第二十条(これらの規定を新令第三十二条において準用する場合を含む)並びに第二十七条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項(新令第二十九条において準用する場合を含む)の市町村の合併の特例に関する法律施行令(以

下この条において、「旧令」という。) 第一条第二項、第十三第二項(旧令第二十九条において準用する場合を含む。)又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年一〇月二一日政令第三二五号）

- この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成二十三年二月二六日政令第二八四一〇号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年二月六日政令第二八五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第二条（新令第十四条第一項第一号第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（旧令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年三月三〇日政令第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の十四及び第五十六条の八十四の改正規定並びに附則第三条の二第一項、第三条の二の二第一項、第四条の五、第十条第

四項及び第二十七条の二の改正規定並びに次  
条及び附則第五条の規定 平成二十六年一月  
一日

（施行期日）  
1 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等

- |  |  |
|--|--|
| （施行期日）<br>○号抄  | （施行期日）<br>第一 条 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。<br>附 則 （平成二六年二月五日政令第二<br>号）抄          |
| （施行期日）<br>三六七号抄  | （施行期日）<br>第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。 |
| （施行期日）<br>三九二号抄  | （施行期日）<br>第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。<br>（経過措置の原則）             |
| （施行期日）<br>第二条 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）     | （施行期日）<br>第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。 |
| 第五条 第十五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新合併特例法施行令」という。）第二十一条及び第二十二条の規定（これらの規定を新合併特例法施行令第三十二条において読み替えて準用する場合を含む。）は、施行日以後にその期日を告示される市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する。 | （施行期日）<br>第一 条 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。<br>附 則 （平成二六年二月五日政令第二<br>号）抄          |

る法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項又は第五条第二十一項の規定による投票（以下この条において「合併協議会設置協議についての投票」という。）に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示され

た合併協議会設置協議についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

- 附 則** (平成二十八年五月二七日政令第二百七号) 抄  
**第一項** この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二十九年四月七日政令第一三一号) 抄  
**(施行期日)**  
**第一条** この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十五号)及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十三号)の施行の日(平成二十九年四月十日)から施行する。

**附 則** (平成二九年七月一四日政令第一九〇号) 抄  
**(施行期日)**  
**第一条** この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

**(適用区分)**

**第二条** 新令の規定(新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百一十二号)第十一条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二十一条第一项及び第二十二条の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十一年政令第百三十五号)の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施



例併の域の町 区 特合内区村	例併の 区 特合
円万百七	